

掛川市小中一貫教育推進基本方針

～中学校区学園化構想第2ステージの実現に向けて～

平成29年6月

掛川市教育委員会

目 次

はじめに	2
1 小中一貫教育が求められる背景	3
(1) 中学校区学園化構想第2ステージの実現に向けて	
(2) 社会性の育成について	
(3) 学校間の縦の接続について	
(4) 子どもの発達段階について	
(5) 地域の教育力を活かした市民総ぐるみの教育について	
(6) 小中一貫教育とコミュニティ・スクールについて	
2 掛川市の現状と課題	5
(1) 児童生徒数の変化と小・中学校の学級数について	
(2) 学校の適正規模・適正配置について	
(3) 学校施設の老朽化について	
3 掛川市小中一貫教育推進基本方針	7
(1) 掛川市が目指す小中一貫教育（かけがわ型小中一貫教育）のねらい	
(2) 推進基本方針	
(3) 具体的な取組	
(4) 学園における学校配置の適正化及び学校施設の複合化・多機能化の検討	
(5) 小中一貫教育校における学校施設の在り方について	
(6) かけがわ型小中一貫教育構想図	
4 新たな学校づくり実現のためのプロセス	13
5 用語解説	14
参考資料	
1 「小中一貫教育校における学校施設の在り方について」	16
2 これまでの検討経過	19

はじめに

「子どもは未来の宝です。学校は地域の太陽です。」

未来の宝である子どもたちが過ごす学校は、地域の元気の源になるなど、様々な意味で地域の拠点となっています。

今後、急激な変化が予想される社会を生き抜く子どもたちにとっては、周りの状況の変化や環境に適応しながら、困難な状況に立ち向かうことのできる力が求められており、これまで以上に質の高い教育が展開できる学校を目指していく必要があります。しかし、掛川市でも少子化が進んできており、子どもたちが多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨しながら、資質や能力を伸ばしていく教育活動が展開できる学習集団の確保が難しい学校が出てきています。したがって、現状の学校のままでは、学校が地域の太陽である前に、子どもたちにとって最適な教育を行う環境を備えた魅力ある学校としての機能を果たせなくなる心配があります。私たちが、一番大切にしなければならないことは、子どもの目線に立って子どもたちの未来のためにどんな学校づくりを目指していけば良いかということです。

掛川市は、「中学校区学園化構想※1」として学校に地域の教育力を取り込み、市民総ぐるみで地域とともにある学校づくりを推進しています。学園内の子どもたちを育てるために、縦のつながりを意識した「保幼小中連携教育」を強化してきました。この「学園化」は、掛川市の財産であり、今後さらに学校教育の質を向上させていくためには、学園単位での取組をさらに充実させ、「小中連携教育」から「小中一貫教育※2」にステップアップすることが重要です。

そこで、教育委員会では学園化におけるこれまでの成果と課題を踏まえ、学園内の小・中学校がより具体的に目指す子ども像を共有し、義務教育9年間を見通した掛川ならではの教育課程を編成し、地域の実情に応じた教育の在り方を、中学校区学園化構想第2ステージと位置付けて検討することにしました。

平成29年2月、中学校区学園化構想第2ステージ検討委員会から、小中一貫教育の在り方や学校の適正規模・適正配置等、掛川市が今後目指すべき新しい学校づくりに関する報告書が提出されました。本基本方針は、その報告書を踏まえて、子どもたちや地域にとって、今まで以上の「魅力ある新たな学校（太陽）を創る」ために、掛川市が進めようとする小中一貫教育に関わる基本的な考え方や今後の推進方法について示します。

【小中連携教育の定義】

小・中学校が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

【小中一貫教育の定義】

小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的に行う教育

* 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」（平成28年12月26日 文部科学省）を参考に定義

1 小中一貫教育が求められる背景

少子高齢化、グローバル化の進展など、これからの社会は、急激な変化が予想され、厳しい挑戦の時代を迎えようとしています。今後の公教育では、このような中でも周りの状況の変化や環境に適応しながら、困難な状況に立ち向かうことのできる力量を育むことが求められます。さらに、アクティブラーニング※3に代表される「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習」には、様々な相手や他学年の子どもたちなどとのコミュニケーション力が重要な鍵となります。

また、「教育大綱かけがわ」では、子どもたちの未来のために何をすべきか、何ができるのか、という視点に立って、五つの目指す子どもたちの姿を定めています。

- ◇変化の激しい社会で生き抜く力を備えているひと
- ◇多様な人々を結び、地域でもグローバルにも活躍できるひと
- ◇高い目標を持ち、新たな価値の創造にチャレンジするひと
- ◇自律する心を持ち、他者の考えや痛みに共感できるひと
- ◇豊かな心や健やかな体に高めていくひと

掛川の子どもたちが、これらの姿を実現するためには、次のような観点を大切にされた教育を推進していくことが重要であると考えました。

(1) 中学校区学園化構想第2ステージの実現に向けて

学園化の大きな成果は、次の2点にまとめることができます。まず各中学校区に、学校支援のための地域拠点として「子ども育成支援協議会※4」を立ち上げ、園・学校支援ボランティアの充実により、地域が学校に積極的に入っていくことで、地域とともにある学校づくりを推進することができました。また、学園内の子どもたちを育てるために、縦のつながりを意識した「保幼小中連携教育」を強化・推進することもできました。

今後は、更に学校教育の質を向上させていくために、学園単位の取組をさらに充実させ、「連携教育」から「一貫教育」にステップアップすることが重要です。そこで、学園化第2ステージとして、第1ステージの成果と課題を踏まえ、各学園が地域と共に目指す子ども像を設定・共有し、その実現を図るため、9年間を見通したかけがわ型の小中一貫カリキュラムを編成して、それに基づいて行う系統性のある教育を推進することとしました。

(2) 社会性の育成について

子どもたちは、身近な年長者の生き方から未来に夢やあこがれをもって生きることの大切さを日々学んでいます。義務教育では、小学生にとっての身近な年長者の役割を、中学生が担うことができます。中学生が、豊かな人間性や社会性を育みながら個々の良さや能力を伸ばしていき、小学生は、その姿を見習ったり、小中学生が関わり合う教育活動を組み込んだりすることで、更に質の高い学びが生まれます。

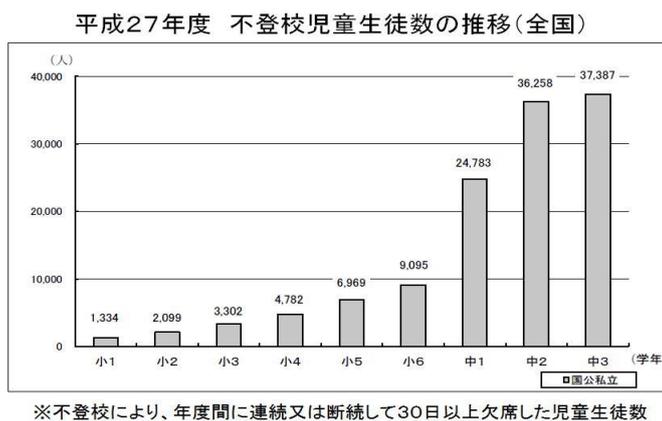
掛川市では、各学園の地域コーディネーターによって、地域の方々が学校教育へ積極的に参画するようになり、子どもたちは、今まで以上に様々な年代の方と交流することがで

きるようになっていきます。今後も、このような経験を重視した教育環境を充実させていくことが大切です。

(3) 学校間の縦の接続について

全国的傾向として、小学校から中学校への進学する際の環境変化がきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加したりするという、いわゆる「中1ギャップ」が問題と なっています。

掛川市においても、不登校児童生徒数で同様の傾向があることから、子どもの成長段階に応じたなめらかな接続ができるように、義務教育9年間を見通した系統的で継続的な支援を行う必要があります。



*文部科学省平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より

(4) 子どもの発達段階について

子どもの身体的発達について、義務教育6-3制が始まった年代と現在とを比較した場合、身体の成長が早期化していることがわかります。時代の流れとともに子どもの成長が変化している今、子どもの発達段階に応じた一貫性のある教育を推進していくためには、教育段階の区切りについても、子どもの発達段階に応じて再検討すべき時期にきているといえます。

一方で、小学校6年生におけるリーダーシップの経験など、現行制度のメリットについても検証し、その良さを持続できるよう配慮する必要があります。

(5) 地域の教育力を活かした市民総ぐるみの教育について

掛川市では、「地域の教育力を園・学校に取り込むこと」が、子どもの健やかな成長につながると考え、市民総ぐるみで園・学校教育を支援し、子どもたちを育む「学園化」を推進しています。

今後は、「社会に開かれた教育課程^{※5}」や「コミュニティ・スクール^{※6}」の普及化、「地域学校協働活動^{※7}」の充実など、地域と学校との連携協力を推進する施策が、全国的に導入されてくることが予想されます。したがって、地域と学校が両輪になって子どもたちを育てていく環境を更に充実させる必要があります。

(6) 小中一貫教育とコミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置し、保護者や地域が学校運営に参画する仕組みを整えた学校を指します。平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する

法律」が改正され、学校運営協議会設置の努力義務化となりました。コミュニティ・スクールにおいては、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを反映させ、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくり、地域との協働関係を生かした学校づくりを実現することができます。

掛川市では、これに類似する協議会として、地域とともにある魅力ある学校づくりを推進するため、各学園に「子ども育成支援協議会」が設置されています。現在は、複数校で一つのコミュニティ・スクールを組織する考え方も出されており、「子ども育成支援協議会」を生かした方策を見出していくことが大切です。

2 掛川市の現状と課題

(1) 児童生徒数の変化と小・中学校の学級数について

これまでの児童生徒数の推移について、下記表のとおり年々減少しています。平成元年と平成27年を比較すると、26年間で小・中学校合わせて4,536人減少(約31.8%減少)しています。

【これまでの児童生徒数の推移】 (人)

	平成元年	平成9年	平成18年	平成27年
小学校	9,349	8,297	6,665	6,580
中学校	4,923	4,743	3,442	3,156
合計	14,272	13,040	10,107	9,736

今後の児童生徒数の推計について、平成28年4月における住民登録の実数から小学校児童及び中学校生徒の人数を算出すると、市全体の児童生徒数は、今後も1万人を下回った状態で推移していくことが想定されます。

【今後の児童生徒数の推計表】 (人)

	平成28年	平成30年	平成32年	平成34年
小学生	6,504	6,593	6,647	6,472
中学生	3,226	3,246	3,237	3,322
合計	9,730	9,839	9,884	9,794

掛川市内には、全部で31の小・中学校(小学校22校、中学校9校)があり、12学級に満たない学校は、下記表のとおりです。また、小学校22校のうち、全学年単学級の学校が11校、更にそのうち全児童数100人以下の小学校が3校あります。

【平成29年4月10日の学級数 通常学級のみ】

	5学級	6学級	7学級	8学級	10学級	11学級	12学級以上
小学校 22校		11校 ※1	千浜、 原谷				9校 ※2
中学校 9校	栄川、 原野谷		城東		大須賀	大浜	東中、西中、 北中、桜が丘

※1 日坂、東山口、上内田、曾我、和田岡、原田、倉真、土方、佐東、中、大淵

※2 西山口、城北、第一、第二、中央、桜木、西郷、大坂、横須賀

(2) 学校の適正規模・適正配置について

法令上、学校規模の標準は、小・中学校ともに、「12学級以上18学級以下」が標準とされています（学校教育法施行規則第41条、第79条）。掛川市の子どもたちに身に付けさせたい力との関係を踏まえ、子どもたちが集団生活の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨しながら、資質や能力を伸ばしていくためには、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと言えます。これらのことを総合的に判断した場合、今後の掛川市の学校における学級数の考え方として、単学級（学年で1学級のみ）ではなく、複数学級となるように学校配置を工夫していくことが望ましいと考えます。

今後、掛川市でも少子化が更に進む学校が多く出ることが予想されるため、学園内に単学級の学年が存在する学校がある場合については、学園内の地域性を考慮しながら、小中一貫教育とともに学校の適正規模・適正配置についても検討していく必要があります。

(3) 学校施設の老朽化について

現在、耐震工事は全学校で実施済みではあるものの、築40年を超える校舎は、小・中学校ともに約半数を占めています。そのうち、築50年以上は6校あります。今後、老朽化による大規模修繕や建替が年々増大し、多くのコストがかかるものと予想されます。

「掛川市公共施設等総合管理計画」によると、現在保有する公共施設（学校以外のスポーツ施設や庁舎等を含む。）について、削減・複合施設化等の対策を何もせず、既存の施設数や規模をこのまま維持していく場合、1年当たり約102.5億円の費用が見込まれます。このうち、上水道会計及び公共下水道会計等の事業会計における費用約32億5千万円を除くと、約70億円が見込まれます。一方で、近年の建設投資額等の状況を基に、今後必要と予想される費用を差し引いた場合、既存施設の維持更新費用に充てることのできる財源は40億円程度とされています。

掛川市の場合、学校関連施設が建物延床面積の44.5%を占めており、将来の市の財源や維持費を考えたとき、現状と同じ状態で校舎等を維持することは極めて困難であると推定されます。

したがって、学校も含めた地域の施設規模を、複合化や再編等により総合的に縮小しつつ地域の活性化を図る必要があります。

◇校舎の建築年（掛川市公共施設等総合計画より）

	昭和30年代	昭和40年代	昭和50年代	昭和60年代	平成元年～
小学校（22校）	4校	6校	12校	0校	0校
中学校（9校）	2校	3校	2校	0校	2校

※昭和30年代のうち1校は、本年度校舎を改築中

3 掛川市小中一貫教育推進基本方針

(1) 掛川市が目指す小中一貫教育（かけがわ型小中一貫教育）のねらい

掛川市が目指す小中一貫教育のねらいは次のとおりです。

「教育大綱かけがわ」における目指す姿の実現に向けて、中学校区学園化構想を生かしながら、各学園が地域と共に目指す子ども像を設定・共有し、その実現を図るため、9年間を見通したかけがわ型の小中一貫カリキュラムを編成して、それに基づいて行う系統性のある教育を推進する。

(2) 推進基本方針

上記(1)のねらいを踏まえて、次の方針のもと、全校で小中一貫教育を進めていきます。

- ①小中一貫教育を中心とした新たな学校づくりは、掛川市の特色である中学校区学園化構想を生かして、学園ごとの枠組みを基本に進めます。
- ②全学園において、9年間を見通したかけがわ型の小中一貫カリキュラムを編成した教育を行い、市全体で質の高い教育を推進します。
- ③小中一貫教育の充実を図るために、地域の教育力向上の推進、地域が主体となって教育に参画できる仕組みを構築します。
- ④新たな学校づくりの在り方について、学園ごとに、地域代表、園・学校の保護者、学校関係、教育委員会、市長部局、外部有識者等を含めた会で検討します。
- ⑤子ども育成支援協議会やまちづくり協議会など、子どもの成長に関係する地域団体と共に、望ましい教育環境づくりを進めます。
- ⑥小中一貫教育校の施設の在り方や種類等については、児童生徒数の推移や地域の意見及び地域の実情を踏まえた上で適切なものを選択します。
- ⑦各学園の枠組みを維持しつつ、可能な限り一学年に複数の学級が設置されるよう対策を講じます。
- ⑧新たな学校施設の在り方として、教育施設やその他公共施設の複合化・多機能化も視野に入れて地域の施設整備を構想します。

(3) 具体的な取組

ア 目指す子ども像の共通理解

学園の子どもの現状と課題、保護者や地域の願いを踏まえ、義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何かという観点から、学園内の小・中学校で目指す子ども像の共通理解を図ります。

イ かけがわ型小中一貫カリキュラムの研究

義務教育9年間の学びと育ちの連続性を図り、各学園や地域の特色を生かした教育活動

を展開するため、小中一貫教育のカリキュラム研究を中心としたモデル校を指定して研究を進めます。特に、これまで掛川市が重点的に取り組んでいる英語教育、ユニバーサルデザイン、ICT 活用の推進、道徳教育などの更なる充実を図り、特色ある「かけがわ型小中一貫カリキュラム（仮称）」づくりにつなげます。そのために、次のような手立てを想定しています。

- ①小中一貫教育のカリキュラム研究を中心としたモデル校を今後継続的に指定し、教育委員会の指導助言の下に研究を進める。
- ②研究発表会を行い、市内小・中学校や地域全体に成果と課題を報告する。
- ③モデル校研究の成果を基に、教育委員会が事務局となって、外部有識者や市内小・中学校教員などによる「かけがわ型小中一貫教育カリキュラム検討委員会（仮称）」を立ち上げ、モデルとなるカリキュラムスタンダードを策定する。
- ④これまでの研究の取組状況や、小中一貫教育校の設置、学園における学校配置の適正化の状況を踏まえて、先行的に行う学校を決めて試行を行う。
- ⑤かけがわ型小中一貫教育カリキュラムを実践する。
- ⑥定期的に、評価・改善を行い、カリキュラムの充実を図る。

ウ 子どもの成長段階に応じたなめらかな接続

子どもたちの発達の早期化への対応や、中学校段階への移行に際して子どもが体験する段差の緩和を図る観点から、4・3・2制や5・4制など、学年段階の区切りを柔軟に設定するなどの工夫を加えることで、心身の成長を妨げる要因の解消を図り、子どもたちの成長を継続支援します。

エ 発達段階に応じた教科担任制の導入

現在、小学校では学級担任制が採用されていますが、今後は教員の専門性を生かした教科指導を積極的に取り入れ、段階に応じて少しずつ教科担任制を増やしていくなど、より質の高い授業が展開できるよう工夫します。

オ 特別支援教育の充実

特別支援教育は、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から、特に継続的な指導や支援が必要です。小中一貫教育に取り組むことにより、小・中学校の教員間の連携を図り、一貫したカリキュラムの内容及び一人一人の情報を共有して、これまで以上に継続性のある指導・支援を行います。また、学校と保護者が9年間継続的に関係を築き、協力し合うことにより、充実した特別支援教育を展開していきます。

カ 英語教育の充実

平成24年度、掛川市では、市内全小学校の子どもたちに対し、外国語活動を通してこれだけは身に付けさせたい、という表現などを、年間指導計画としてまとめた「掛川スタンダード」を作成しました。今後は、小学校の英語教科化を踏まえながら、9年間を見通

した掛川独自の英語カリキュラム「新・掛川スタンダード」を作成し、市全体で英語教育の充実を進めていきます。

キ 道徳教育の充実

掛川市では、掛川ならではの教材を取り入れたり、地域人材を活用したりして、報徳の教えが根づく掛川らしさを生かした「かけがわ道徳」を推進しています。また、道徳は「特別の教科」として、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から教科化され、規範意識、自他の生命尊重、自尊感情や他者への思いやり、いじめ未然防止に関することなどを中核として、各学園の実態に応じた取組を行います。

ク ICT 活用の推進

ICT活用は、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子どもたちの主体的・協働的な学びを実現する上で効果的なツールです。また、文部科学省では、小学校からプログラミング教育を進めていく検討を始めており、子どもたちの情報活用能力やICT活用スキルの育成が喫緊の課題となっています。そこで、市指定研究校によるICT活用研究の成果を共有して、対話を重視した主体的・協働的な学びを推進します。

今後のICT機器の整備状況にもよりますが、ICT活用は2つの教室をつなぐ遠隔授業など様々な方策が可能であり、施設分離型の小中一貫教育校にも効果的なツールとなります。ICT活用の推進は、小中一貫教育の充実を目指す上で、欠かせないものであると言えます。

ケ 家庭・地域とつながる体験活動の充実

近年の核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化等により、家庭を取り巻く環境は大きく変わってきています。そのような環境の中において、子どもたちが多くの人とかかわりながら学ぶ体験活動を系統的に取り入れることは重要です。

掛川市には、豊かな自然や数多くの文化財、多様な文化や祭り、伝統芸能など誇れる地域の財産がたくさんあります。小中一貫教育を推進するに当たり、小学校単位の枠を超えた学園としての地域や保護者のネットワークを活用し、多くの人とかかわりながら本物に触れる豊かな体験活動の充実を図っていきます。

コ 次期学習指導要領への対応

次期学習指導要領は、小学校で平成32年度から、中学校で平成33年度から完全実施される予定となっており、「学びの地図としての枠組みづくり」「カリキュラム・マネジメント」「主体的・対話的で深い学び」が重要視され、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付けることを目指しています。掛川市においては、これまで思考力や問題解決能力、人とかかわるコミュニケーション能力など、これからの次代を担う子どもたちが身に付けるべき「21世紀型スキル」を参考にして、「かけがわ型スキル^{※8}」6項目を定め、言語活動を重視した教育への転換を図っています。今後も、子どもたちが、

授業において「かけがわ型スキル」を発揮し、さらなる資質・能力の向上を図っていくことが必要です。

また、既に述べた英語や道徳、プログラミング教育なども重点項目の一つとなっており、小中一貫教育を進めていく上で、次期学習指導要領の理念をいち早く反映させていくことが大切です。

(4) 学園における学校配置の適正化及び学校施設の複合化・多機能化の検討

小中一貫教育を進めていくとき、学校配置の適正化や、施設の複合化・多機能化も含めて学校施設をどうするかということは切り離せない課題です。これらの方針を検討する際には、地域ごと実情が違うこともあるため、学園単位で検討する場を設定し、地域の意見を取り入れながら地域と共に考え、学園ごとに意見をまとめていきます。

また、「掛川市中学校区学園化構想第2ステージ検討委員会報告書」に述べられている「学校配置に向けて考慮すべき事項」を総合的に勘案し、地域の理解を得ながら透明なプロセスで進めます。

【学校配置に向けて考慮すべき事項】

①将来的な児童生徒数と地域の人口推計

学校の配置計画の策定に当たっては、今後数十年にわたる人口の推計を基に考えなければなりません。今後限りある財源で校舎等を建築する場合には、市の施設整備方針に則り、将来長期にわたって使用しつづけることが可能であることを前提として、計画を立案する必要があります。

②既存施設の築年数と見通し

多くの学校施設に使用されている鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は60年以上とされています。既存施設については耐用年数に余裕のある場合には、財政効率の観点から最大限これを活用する方向で検討を進める必要があります。また新たに建築を行う場合には長期にわたって一定規模が保たれる見通しが立つことがその前提条件となります。

③学校立地、地域の特徴と地域組織の現状

今後の学校教育を考えると、従来のようにもっぱら学校教職員によって担う状態から、地域や保護者がそこに参画し一体的に担うかたちへと、少しずつ改善を進めていく必要があります。また学校は、地域の拠点としての機能も果たしていることから、新たな学校配置を検討する場合には、学校の立地条件やまちづくり協議会等の地域組織の在り方も踏まえ、将来にわたり地域にとってのシンボルとなり得るようなかたちで立地を決め、校舎もデザインする必要があります。また、その結果遠方から通学することになる児童生徒が増える場合には、児童生徒・保護者・学校の意見や要望を尊重しながら、バス通学等の対応を検討する必要があります。

④学校段階を超えた施設一体化の可能性

現在、学校制度の在り方は自治体の要望に応じて、相当柔軟に設計できるように改善されています。義務教育学校やコミュニティ・スクールの他、構造改革特別区※9の認定を受けることによって、小学校の途中の学年から、中学校の校舎で教育を受けることなども考えられます。また、幼稚園や高等学校など、義務教育段階とそれ以外の段階の接続の在り方を組み替えることも検討できます。発達段階に応じたカリキュラム区分の在り方も含めた長期的な見通しの中で、学校の設置を考える必要があります。

⑤学校と他施設との複合施設化と学校の多機能化の可能性

掛川市公共施設等総合管理計画(平成28年3月策定)によると、市内における公共施設の約44.5%が教育施設であり、多くの施設が老朽化しています。これらを単純に建て替えていった場合には市の予算負担能力を超えることが想定されますが、学校の他施設との共用、複合施設化の推進等により、その分だけ施設は有効に利用されることとなります。プールや体育館、図書館などを共用したり、公民館などの機能を組み込んだりするなど、地域にとって魅力のある場所にデザインしていくことが必要です。また、既存施設の利活用や他の公共施設の複合化・多機能化も考慮しながら総合的に検討し、利便性を高めていくことも考える必要があります。

⑥その他

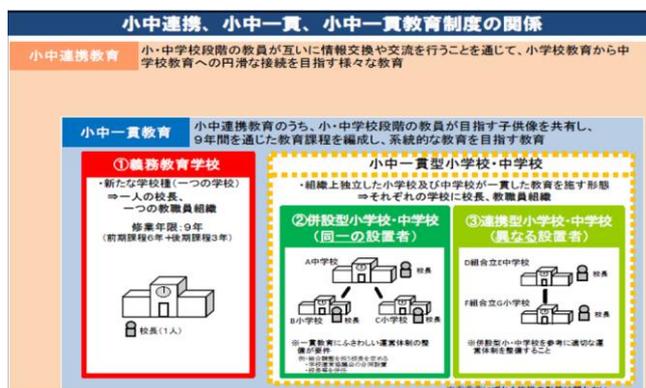
以上のほか、次に挙げるような各点も、場合により考慮する必要が生じる可能性があります。

- ・必要な施設及び敷地の大きさと建築規制
- ・通学時間とバスの便数
- ・学校の統廃合が生じる場合の跡地の利用
- ・将来的な施設転用の可能性
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（はぐくらぶ）の活動
- ・小規模特認校制度※10や教育課程特例校制度※11などの活用
- ・保幼から小学校へのなめらかな接続

(5) 小中一貫教育校における学校施設の在り方について

小中一貫教育校の施設形態には①小学校と中学校が同一校舎内にある施設一体型、②小学校と中学校が分離して設置されている施設分離型（施設隣接型）、③中間形態など、様々な施設形態があります。また、構造改革特別区などの認定を受けることで、例えば小学校5年等から通学校舎を変えることもできます。このように、小中一貫教育校には様々な形態が考えられます。

また、施設・運営とも一体化する義務教育学校と、小中一貫型小学校・中学校のどちらにするのかも重要な点であり、子どもや地域の実情に応じてどれが適しているか、先進事例や他市町の具体的状況を参考にしながら、最も適切な形態を選ぶよう学園ごとに十分な検討を重ねる必要があります。



*小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引より
(平成28年12月26日 文部科学省)

(P16~18 参考資料「小中一貫教育学校における学校施設の在り方について」参照)

(6) かけがわ型小中一貫教育構想図

小中一貫教育の推進 ～中学校区学園化構想第2ステージの実現に向けて～

「教育大綱かけがわ」の目指す姿

- ◇変化の激しい社会で生き抜く力を備えているひと
- ◇多様な人々を結び、地域でもグローバルにも活躍できるひと
- ◇高い目標を持ち、新たな価値の創造にチャレンジするひと
- ◇自律する心を持ち、他者の考えや痛みに共感できるひと
- ◇豊かな心や健やかな体に高めていくひと

かけがわ型小中一貫教育

- ◇中学校区学園化構想を生かし、学園ごとの枠組みを基本に推進
- ◇保護者や地域（子ども育成支援協議会・まちづくり協議会等）の願いをふまえ、目指す子ども像を共有
- ◇9年間の学びと育ちの連続性を重視
- ◇教員の専門性を生かした教科指導・教科担任制
- ◇かけがわならではの本物（ひと・もの・こと）に触れる豊かな体験活動

魅力ある新たな学校

- ◇学校施設の複合化や多機能化
- ◇学校配置の適正化

確かな学力の育成

- ◇かけがわ型小中一貫カリキュラムの推進（英語・ICT・道徳などを重点）
- ◇特別支援教育の充実
- ◇主体的・対話的で深い学びへの対応
- ◇かけがわ型スキルの育成（コミュニケーション力など6つのスキル）

豊かな心・健やかな体の育成

- ◇子どもの成長段階に応じたなめらかな接続
- ◇中1ギャップの解消
- ◇かけがわ道徳の推進

小中一貫教育のねらい

「教育大綱かけがわ」における目指す姿の実現に向けて、中学校区学園化構想を生かしながら、各学園が地域と共に目指す子ども像を設定・共有し、その実現を図るため、9年間を見通したかけがわ型の小中一貫カリキュラムを編成して、それに基づいて行う系統性のある教育を推進する。

【中学校区学園化構想第1ステージの成果】

- 子ども育成支援協議会による学校支援確立
- 地域とともにある学校づくりの推進
- 保幼小中連携教育の強化 等

【掛川市の課題】

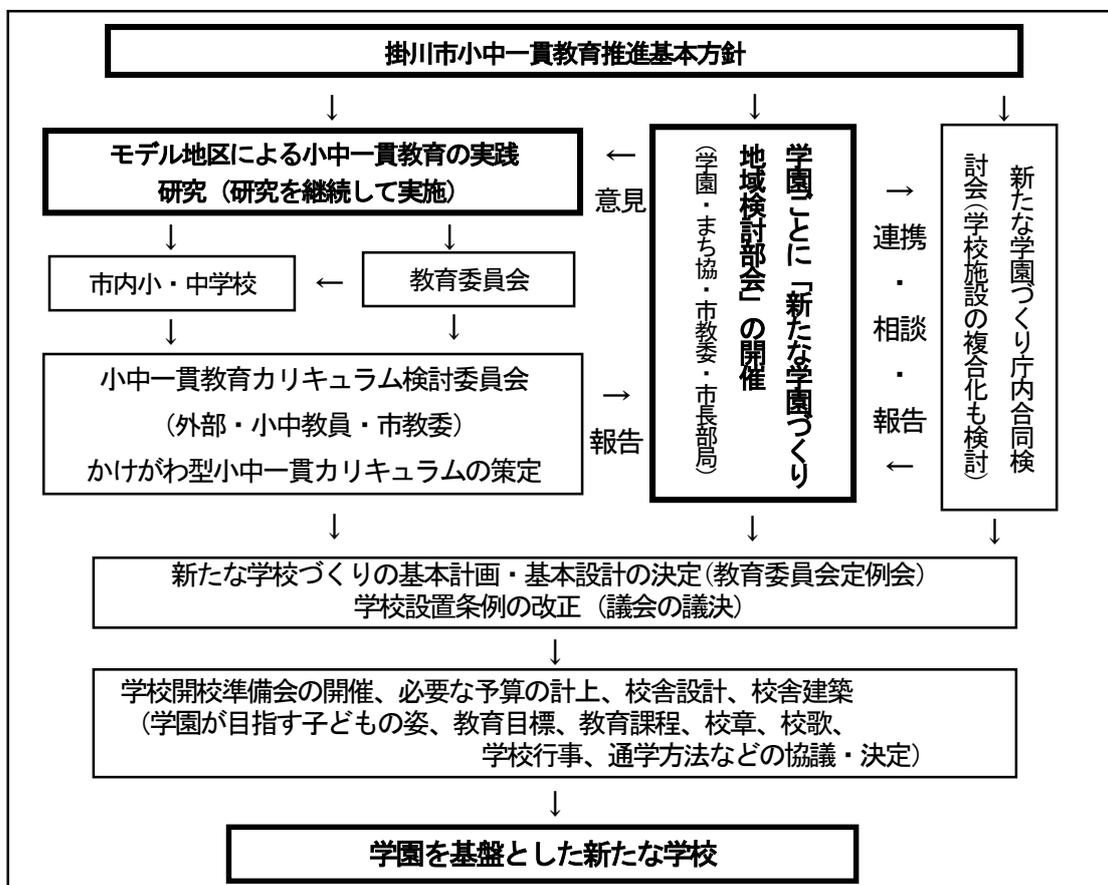
- 学校適正規模・適正配置
- 学校施設老朽化
- 不登校児童生徒への対応 等

人づくり構想かけがわ「夢実現に向かう、心豊かで凛とした市民の育成」
3つの宝 「かけがわ教育の日」「中学校区学園化構想」「かけがわお茶の間宣言」

4 新たな学校づくり実現のためのプロセス

小中一貫教育を中心とした新たな学校づくりを推進するため、教育委員会と市長部局が緊密な連携をとり、地域ぐるみの議論の中で最善の学校配置の在り方等を協議していきます。

- (1) 優先度の高い学園から順次、小中一貫教育を推進するための学校施設の基本的な考え方について、子ども育成支援協議会を母体として、まちづくり協議会、各地区自治会、PTA、園・学校関係者、学童保育、地域代表などに、教育委員会や市長部局が加わって「新たな学園づくり地域検討部会(仮称)」を開き、学園ごと方向性を協議します。
- (2) 「地域検討部会」では、本基本方針の内容や前提条件を確認した上で、時間をかけて十分な協議を行い、特に重要な内容(学校規模の適正化や小中一貫教育校の学校施設の形態など)について地域の意見をまとめます。十分な話し合いを経てもなお、意見が集約を見ない場合には、両論を併記するかたちまとめます。
- (3) 教育委員会は、学園からの報告を基に新たな学校づくりの基本計画や基本設計を協議・決定します。その結果は、「地域検討部会」に報告します。
- (4) 施設一体型小中一貫校や義務教育学校など、新たな学校を開校する場合、そのための準備会(学校、PTA、地域代表、教育委員会などで構成)を設置します。
- (5) 教育委員会は、基本計画や基本設計、地域の意見を総括的にとらえ、学校施設の建設を進めます。
- (6) 学校施設に既存の公共施設を複合化・多機能化させていく場合、教育委員会と市長部局が連携をとり、地域の意見を踏まえながら方向性を決定します。



5 用語解説

【中学校区学園化構想】※1

各中学校区の園・学校が連携を強化して子どもの教育にあたるとともに、地域コーディネーターを中心とした園・学校支援ボランティアを活用した教育活動を展開するなど、学校・家庭・地域が連携して子どもを育む教育を推進すること。

【小中一貫教育】※2

初等教育（一般の小学校で行なわれている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行なわれている教育）の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。義務教育9年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、「中1ギャップ」への対応といった観点から、地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が全国的に進められている。

【アクティブラーニング】※3

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、子どもたちの能動的な学習を取り入れた授業の総称をいう。

【子ども育成支援協議会】※4

学校・家庭・地域が連携し、市民総ぐるみで子どもを育む体制をつくるため、学園ごとに設置された組織のこと。各地域で活動する様々な団体や個人が参画し、地域の実情に応じて組織されている。また、かけがわ型学校地域支援本部として、園・学校支援ボランティアの活動を行っている。

【社会に開かれた教育課程】※5

よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという理念を持ち、社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、目指す目標を社会と共有・連携しながら実現させる教育課程のこと。

【コミュニティ・スクール】※6

学校・保護者・地域が、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

【地域学校協働活動】※7

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動。

【かけがわ型スキル】※8

これからのグローバル社会を生き抜くために求められる思考力や問題解決能力、人とかわるコミュニケーション能力など、次代を担う子どもたちが身に付けるべき「21世紀型スキル」（国際団体「ATC21s」が提唱する4カテゴリ10スキル）を参考に、掛川市として6項目を定めたもの。

- ①思考力 ②問題解決力 ③意思決定力 ④コミュニケーション力
- ⑤情報の選択・活用力 ⑥地域や社会の中で生きるためのキャリア

【構造改革特別区】※9

農業、医療、教育などの分野において規制緩和・廃止をして、構造改革を進める限定した特定の地域のこと。平成14年4月に、経済財政諮問会議がまとめた中間報告書を受けて、構造改革特別区域法(特区法)が公布されたことによる。

【小規模特認校制度】※10

豊かな自然環境に恵まれた小規模校を中心にして、学校の特色や児童生徒の適性等によって、小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者の児童生徒に、特例措置として通学区以外からの入学を認める制度のこと。主に全校児童生徒が100人以下の学校で行われている。

【教育課程特例校制度】※11

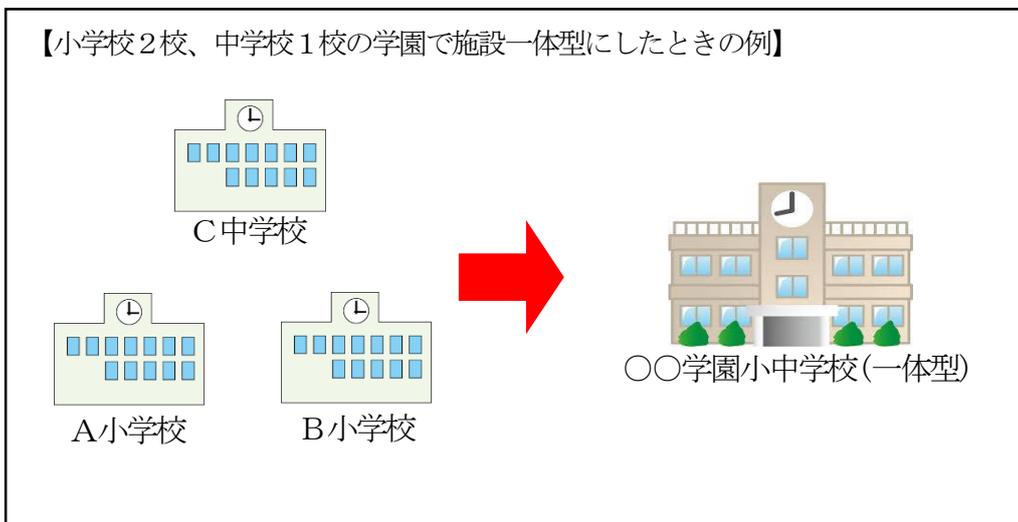
文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領など現行の教育課程の基準によらない教育課程を編成して実施することを認める制度のこと。

参考資料

1 「小中一貫教育校における学校施設の在り方について」

ア 施設一体型

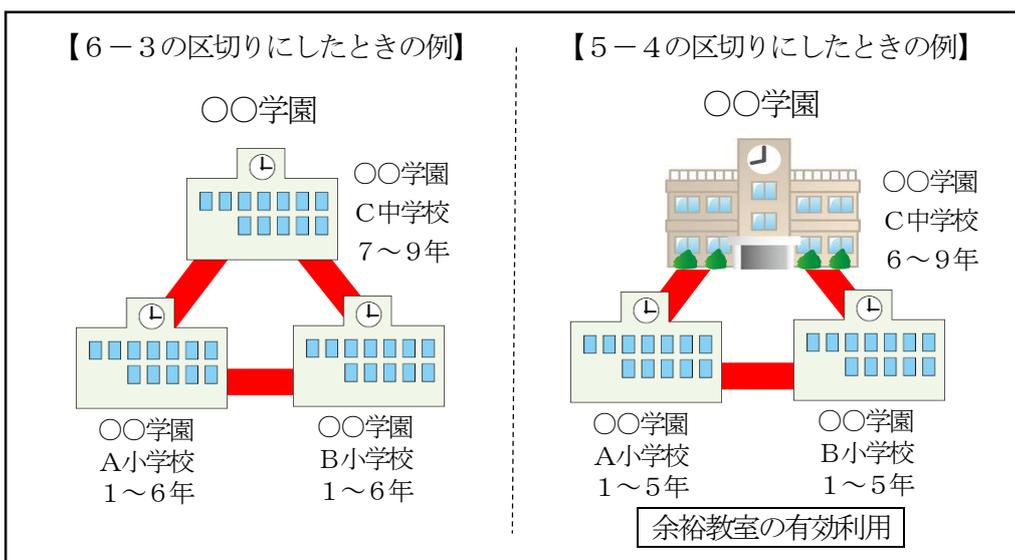
全校の児童・生徒数が一定数以下の場合、施設一体型が適しています。施設一体型小中一貫教育校の設置場所は、原則として現中学校の敷地が望ましいと考えます。



イ 施設分離型（施設隣接型）

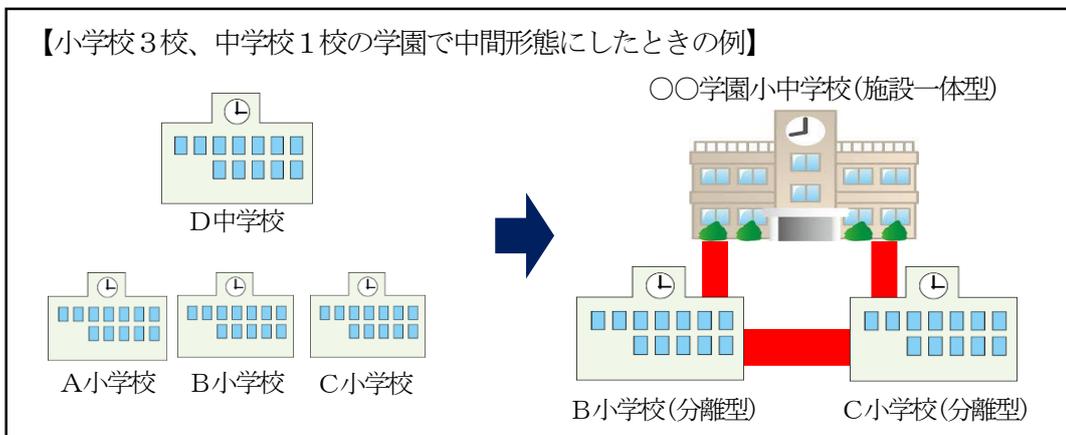
全校の児童・生徒数が一定数を超えて大規模になる場合は、施設分離型が適しています。施設分離型では、既存施設のまま6-3制の区切りで行う従来通りの方法の他に、成長段階（5-4制や4-5制など）に応じて、小学校高学年から中学校の校舎で学習を行う方法もあります。

なお、掛川市の中で施設隣接型に該当する学園はありません。



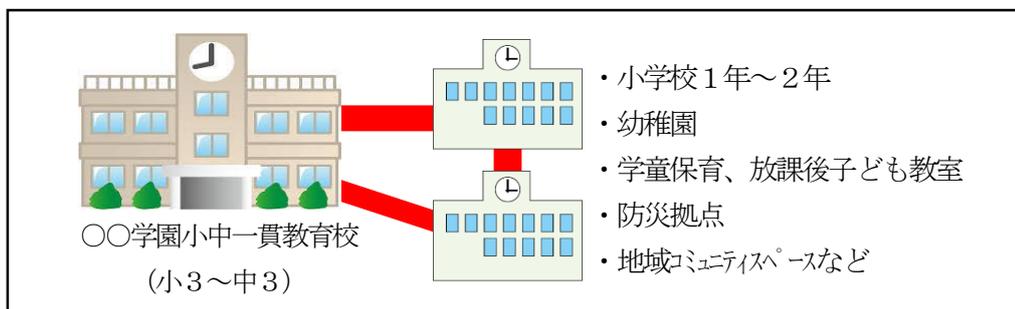
ウ 中間形態

学園内の全児童・生徒数から考え、全てを施設一体型にすることは難しいため、学園内に施設一体型小中一貫教育校を1つ設置して、その他の小学校を分離型で配置します。



エ その他のアイデア (例)

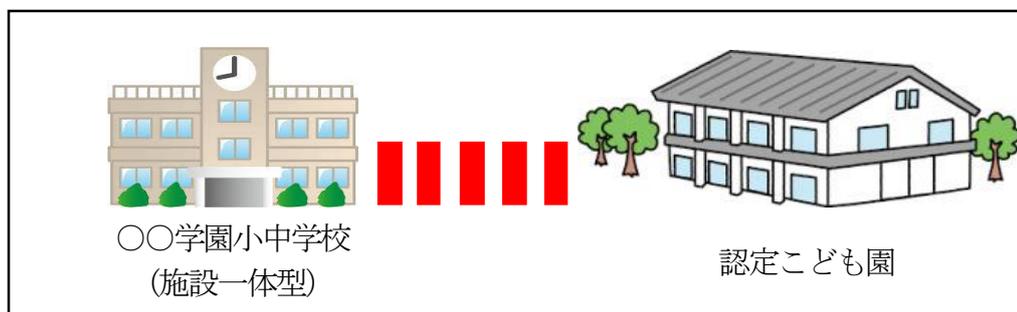
- ①小学校3年から中学校3年を一つの区切りとして施設一体型小中一貫教育校にします。小学校施設は、小学校1年から2年の他に、幼稚園・学童保育・放課後子ども教室・地域コミュニティスペースなどに利用します。



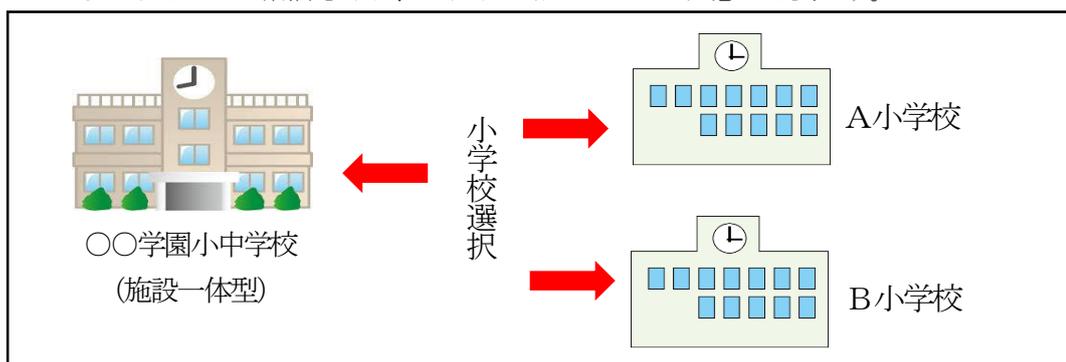
- ②学年段階の区切りを4-3-2制とし、1～4年生で施設一体型の○○学園初等部を作り、5～9年生で施設一体型の○○学園中等部を作ります。また、学童保育、放課後子ども教室、地域コミュニティスペース、地域の防災拠点などとして、施設の複合化・多機能化を図ります。



- ③施設一体型小中一貫校と認定こども園等を隣接させて、12年間を見通した系統的な教育が推進できる環境をつくります。



- ④学園内に小中一貫教育校を含めて複数の小学校がある場合、学園内で小学校選択制を導入することも考えられます。これによって、今まで以上に児童生徒や保護者の要望に応じて、きめ細やかな対応をすることができます。ただし、普通教室の数によって受け入れ可能な人数が決まるため、優先順位や選択条件などを定めておく必要があります。また、学校選択により教育格差が広がるという指摘や、さらに学校間格差が地域間格差につながるといった指摘もあり、これらの点については注意が必要です。



- ⑤教育課程特例校制度や小規模特認校制度などを活用して、特色ある学校運営を進める方法があります。

【教育課程特例校制度】

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領など現行の教育課程の基準によらない教育課程を編成して実施することを認める制度のこと。

【小規模特認校制度】

豊かな自然環境に恵まれた小規模校を中心にして、学校の特色や児童生徒の適性等によって、小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者の児童生徒に、特例措置として通学区以外からの入学を認める制度のこと。主に全校児童生徒が100人以下の学校で行われている。

2 これまでの検討経過

掛川市小中一貫教育推進基本方針策定までの検討経過を以下に記載します。

(1) 旧大東町及び掛川市における学校適正配置等に関する検討委員会からの報告

月 日	内 容
平成14年3月20日	大東町教育施設規模検討委員会 2校ある中学校（大浜中、城東中）を1校にし、5校ある小学校（大坂、千浜、土方、佐東、中）を2校に統合する。
平成20年1月4日	掛川市学校適正配置等検討委員会 小学校については、全児童が100人に満たない学校、全学年単学級の学校は、今後の人数の推移を見極め、適切な時期に適正規模になるよう、将来計画や具体的方策を検討していく。

(2) 平成27年度 学校の適正規模・適正配置等庁内検討委員会

月 日	内 容
第1回 平成27年7月17日	・学校の適正規模・適正配置等について
第2回 平成27年7月28日	・かけがわ型小中一貫教育推進構想案の協議
第3回 平成27年8月19日	・かけがわ型小中一貫校推進構想案及び研究委員会の計画案協議

(3) 平成28年度 掛川市学園化構想第2ステージ検討委員会

月 日	内 容
第1回 平成28年6月6日	・これまでの掛川市の取組と今後の考え方 ・小中一貫教育及び市内の小中学校の現状について
第2回 平成28年7月11日	・小中一貫教育の仕組み ・今後の掛川市の方向性について協議 4つの視点（公共施設マネジメント、小学校途中が校のカリキュラム、学校間の接続、地域）
第3回 平成28年9月12日	・浜松庄内学園（施設一体型）小中一貫校視察 （浜松市立庄内小学校・浜松市立庄内中学校）
第4回 平成28年10月20日	・かけがわ型小中一貫教育について4つの視点から協議
第5回 平成28年12月2日	・報告書案の協議
第6回 平成29年1月27日	・報告書案の協議

(4) 平成28年度 総合教育会議

月 日	内 容
第1回 平成28年6月24日	・小中一貫教育の推進について
第3回 平成28年10月25日	・掛川市中学校区学園化構想第2ステージ検討委員会報告 ・静岡大学大学院教授 武井敦史 検討委員会委員長講話 「小中一貫教育の可能性と学校再編について」
第4回 平成28年12月26日	・小中一貫教育の推進について
第5回 平成29年3月14日	・掛川市中学校区学園化構想第2ステージ検討委員会報告書について

(5) 平成28年度 教育委員会定例会

月 日	内 容
2月教育委員会定例会 平成29年2月16日	・掛川市中学校区学園化構想第2ステージ検討委員会報告書について

(6) 平成28年度 掛川市小中一貫教育推進基本方針庁内検討委員会

月 日	内 容
第1回 平成29年3月16日	・掛川市小中一貫教育推進基本方針案協議
第2回 平成29年3月27日	・掛川市小中一貫教育推進基本方針案協議

(7) 平成29年度 総合教育会議

月 日	内 容
第1回 平成28年6月9日	・掛川市小中一貫教育推進基本方針案協議

(8) 平成29年度 教育委員会定例会

月 日	内 容
4月教育委員会定例会 平成29年4月26日	・掛川市小中一貫教育推進基本方針案検討
5月教育委員会定例会 平成29年5月30日	・掛川市小中一貫教育推進基本方針案検討
6月教育委員会定例会 平成29年6月22日	・掛川市小中一貫教育推進基本方針承認

